結城市環境保全協定書

　結城市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）

は、乙の事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減はもとより、地域住民の健康を保護

するとともに、自ら率先して環境保全活動を行い、持続可能な社会の構築及びゼロカーボンシティの実現に向けて、より良い生活環境の創造を図ることを目的とし、次のとおり協定を締結する。

　（基本対策）

第１条　乙は、地域住民の健康と生活環境の保全を図るため、公害関係法令その他甲が必要と認める諸法令等（以下「公害関係法令等」という。）を遵守し、事業活動に伴って生ずる廃棄物の減量化に努め、地球環境の保全に積極的に取り組むものとする。

２　乙は、甲の環境行政に積極的に協力するものとする。

（公害の防止）

第２条　乙は、次に掲げる事項について積極的に取り組むものとする。

（１）大気汚染の防止

（２）水質汚濁の防止

（３）地質（土壌及び地下水）汚染の防止

（４）地盤沈下の防止

（５）騒音の防止

（６）振動の防止

（７）悪臭の防止

　（施設の整備等）

第３条　乙は、事業所において公害関係法令等に規定する公害発生のおそれのある施設

　（以下「特定施設」という。）の整備等をするときは、次に掲げる事項を遵守しなけれ

　ばならない。

（１）特定施設を適正に施工し、その機能を充分に発揮させること。

（２）公害防止に関する技術の進展に応じ、当該技術、施設等の積極的な導入に努めること。

　（施設の変更等）

第４条　乙は、特定施設の新設、増設又は変更をしようとするときは、事前に甲と協議す

　るものとする。

　（施設の現状報告）

第５条　乙は、特定施設の現状を把握し、甲に対して年に１回、施設現状報告書（様式第

　１号）を提出するものとする。ただし、特定施設を設置していない事業所にあってはこ

　の限りではない。

　（事故時の措置）

第６条　乙は、特定施設の、故障、破損等により事故が発生したとき又はそのおそれがあると認められたときは、直ちに応急措置及び復旧の措置を講じ、その結果を甲に報告するものとする。

（立入調査）

第７条　甲は、この協定書に定める事項の履行状況を確認するため、必要に応じて乙に対

　し公害防止に関する行政指導及び立入調査をすることができるものとする。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書（結城市職員証明書）

　を携帯し、乙にこれを提示するものとする。

（地球環境の保全）

第８条　乙は、事業活動において、地球温暖化の要因となる温室効果ガスの排出量の抑制及び生物多様性の保全に配慮するものとする。

　（廃棄物の処理）

第９条　乙は、事業活動に伴って発生する廃棄物の排出を抑制するため、発生抑制（リデ

　ュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を積極的に推進するものとす

　る。

２　乙は、環境への負荷及び公害等による環境汚染を生じさせないよう、発生した廃棄物

　を自らの責任において適正に処理するものとする。

（環境保全の自主活動）

第１０条　乙は、事業所周辺の環境美化を含めた環境保全のための活動を実施するよう努

　めるものとする。

２　乙は、環境保全に係る活動を行った際は、環境保全活動の取組み報告書（様式第２号）にその実績を記載して、年に１度甲に提出するものとする。

３　甲は、乙に対して、乙の環境保全のための活動に関する必要な助言及び協力を行うも

　のとする。

４　甲は、第２項の規定により提出された報告書の内容を広く公表するものとする。

　（協定の有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の１か

月前に甲、乙いずれからも申し出がない場合は、更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

　（その他）

第１２条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものと

　する。

２　この協定の締結前に甲乙間で締結された結城市公害防止に関する協定書は、この協定の締結の日をもって、効力を失う。

　上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有す

るものとする。

　　　　　　　　令和４年４月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　茨城県結城市中央町二丁目３番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茨城県結城市長　小　林　　　栄

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙